

# いわき市農業委員会第3回総会議事録

## 1 開催日時

令和3年8月23日（月） 13時30分から15時30分

## 2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

## 3 出席者（31人）

### (1) 農業委員（24人）

|          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 1 木田 テイ子 | 11 鈴木 理   | 21 新妻 公二 |
| 2 四家 誠   | 12 生田目 祥明 | 22 大竹 公治 |
| 3 志賀 幸   | 13 菅野 綾   | 23 木幡 仁一 |
| 4 草野 庄一  | 14 石井 英毅  | 24 蛭田 元起 |
| 5 田子 耕一  | 15 新妻 信夫  |          |
| 6 藁谷 昭夫  | 16 平田 敬一  |          |
| 7 遠藤 重和  | 17 箱崎 寿正  |          |
| 8 佐川 良平  | 18 鈴木 義直  |          |
| 9 油座 盛明  | 19 中根 まり子 |          |
| 10 岡村 泰典 | 20 坂本 和徳  |          |

### (2) 事務局（9人）

|         |             |
|---------|-------------|
| 太 清 光   | 事務局長        |
| 阿 部 伸 夫 | 参事兼次長       |
| 草 野 浩 平 | 主任主査兼農政振興係長 |
| 府 川 将 人 | 農地審査係長      |
| 鈴 木 昌 則 | 農地審査係 主査    |
| 福 田 幸 士 | 農地審査係 主査    |
| 坂 本 壮 示 | 農地審査係 主査    |
| 金 成 聡 司 | 農政振興係 主査    |
| 渡 邊 梓   | 農地調査係 事務主任  |

## 4 欠席者（0人）

## 5 会議の概要

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局<br>(阿部次長) | <p>本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第3回総会に御参集を頂き、ありがとうございます。</p> <p>初めに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。</p> <p>○第3回総会議案書</p> <p>○追加議案：議案第5号</p> <p>○許可申請に係る意見及び決定理由書</p> <p>○現地調査位置図</p> <p>【資料1】総会議案説明書の訂正について</p> <p>【資料2】令和4年農作業労働賃金標準額策定説明資料</p> <p>【資料3】「農の雇用事業」令和3年度第3回募集等の実施について</p> <p>以上、7点です。</p> <p>いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。</p> <p>次に、農業委員会憲章唱和でございますが、前回から農業委員会憲章の朗読にさせていただいたところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、市ではまん延防止等重点措置が取られていることから、感染防止対策として、省略させていただきます。</p> <p>本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、御挨拶申し上げます。</p> |
| 草野会長          | <p>皆様も御存知のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染状況が好転せず、いわき市でも100人を超える陽性者が確認できる日がありました。</p> <p>状況も一喜一憂しており、昨日は20人程度と少なくなった。</p> <p>安堵したり、そうでなかったりを繰り返しております。</p> <p>私も月に1、2度は福島市に伺っております。</p> <p>感染状況もはじめは、福島市や郡山市が多かったわけですが、ここ2ヶ月弱の間にいわき市が一番多くなり、郡山市とも200人程度差がある状況になりました。</p> <p>その郡山市の状況も悪化しており、大変憂慮しているところです。</p> <p>これを減らすのには、並大抵の努力ではできず、やはり自己防衛の徹底が必要であり、極力感染しない努力が大切だと認識しています。</p> <p>本日、第3回総会ですが、議案審議としては実質2回目となります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                      |

草野会長

す。

前から見るとブラウン管テレビの中に皆さんがいるように見えますが、対策を徹底して行なっております。

農業委員、農地利用最適化推進委員、そして事務局職員からコロナの陽性者を出さないように、しっかりと対策を立てていただきたいと考えています。

農業人としては、日頃の水稻の管理、草刈など作業に励んでらっしゃると思います。

以前は、盆前に草刈りしたら、その後は刈らないと言われていました。

しかし、環境を良くすればカメムシなどを防ぐことができる。

私の地区では、徹底して草刈を実施し、集落全体を綺麗な状態にしています。

3年続ければ土手のカメムシはいなくなる。

今年は、特に綺麗に刈り上げているところです。

これから、だんだん米が硬くなるため、ここからが勝負です。

先日、県いわき農林事務所から資料をいただきました。

米の生育状況に関するもので、共済で説明されるものですが、今年は、例年に比べ生育状況の指標は高い状況にあるようです。

7月中旬から晴天が続き、お盆中は低温、日照時間が減少したものの、それらも一時の心配のようです。

しかし、先が読めないのが自然です。

降雨量も増えたり、減ったりして気が抜けない状況が続いていますので、引き続き気をつけていきましょう。

以前、ある委員の方で、私の隣に座った方がおりました。

その方が、最初の資料で、どの会議に出席すれば良いか聞いてきたことがあります。

私は、どの会議に出る、出ないなど考えたことはありませんでしたので驚いたのですが、その方は、市議会議員で推薦され農業委員になられた。

その際、出られる時で良いからと言われていたそうです。

私から、農業委員の会議は必ず出席しなければならないことを伝えましたが、その後は任期を終えるまで、一度も欠席はなかったと記憶しています。

我々の任務は、農業委員会活動を完遂することにあると考えています。

会議などには必ず出席するというのは当たり前で、月に活動した内容を記録簿として提出すること、これらを100%こなすことを、しっかりやっっていなければなりません。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 草野会長          | <p>現在は、公選制ではなくなりましたが、我々は、手を挙げて農業委員になると希望し、選ばれている。</p> <p>これは、公選の時よりも重い責任があると考えています。</p> <p>本日の議題としては、農地法に係る許認可の他に、先月から続いている令和4年農作業労働賃金標準額の協議などを行います。</p> <p>皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようよろしくお願い致します。まして、挨拶とさせていただきます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局<br>(阿部次長) | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日は、議席番号11番、鈴木理委員が遅れて来るとの通告でございます。</p> <p>現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。</p> <p>次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。</p> <p>只今より、いわき市農業委員会第3回総会を開会致します。</p> <p>次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。</p> <p>議席番号6番、藁谷昭夫委員<br/>7番、遠藤重和委員</p> <p>また、書記は事務局をお願い致します。</p> <p>なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。</p> <p>これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。</p> <p>また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。</p> <p>次に、会務報告を事務局よりお願い致します。</p> |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局<br>(阿部次長) | －議案書 2 ページにより会務報告－                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長<br>(草野会長) | それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局<br>(草野係長) | 本日、追加議案として、議案第 5 号、いわき市農地利用最適化推進委員の選任について、の追加をお願い致します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>それでは議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。</p> <p>該当する方がいれば、議案審議の際、申し出てください。</p> <p>それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                       |
| 事務局<br>(府川係長) | <p>議案書の 3 ページを、お開き願います。</p> <p>【議案第 1 号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局<br>(鈴木主査) | <p>議案説明書 2 ページをお開き願います。</p> <p>現地調査位置図も併せて御確認願います。</p> <p>番号 1 番から 2 番につきましては、売買による所有権の移転であります。</p> <p>番号 3 番から 5 番については、贈与による所有権の移転で、番号 4 番は新規就農の事案です。</p> <p>今月の 3 条申請面積は、田14,603㎡、畑6,362㎡、合計20,265㎡となります。</p> <p>続きまして、議案説明書 3 ページをお開き願います。</p> <p>許可要件につきましては、3 条許可ができない場合を示した農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、許可要件の詳細につきましては、議案説明書の 4 ページをご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p> |

|               |                                                                                                                            |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長<br>(草野会長) | 只今、事務局より、議案第 1 号について、説明がありました。<br>ここで、現地調査時の意見の報告をお願い致します。                                                                 |
| 6 番<br>藁谷委員   | 議席番号 6 番、藁谷昭夫です。<br>番号 1 番から 2 番、及び番号 4 番について現地を調査した結果、<br>特段問題はありませんでした。<br>報告は以上です。                                      |
| 議 長<br>(草野会長) | 続いて、事務局お願い致します。                                                                                                            |
| 事務局<br>(鈴木主査) | 番号 3 番、及び 5 番について現地を調査した結果、特段問題はあ<br>りませんでした。<br>報告は以上です。                                                                  |
| 議 長<br>(草野会長) | 只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。<br>委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。<br><br>－意見無しとの声有り－                                                 |
| 議 長<br>(草野会長) | 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。<br>議案第 1 号について、原案のとおり可決することに御異議ござい<br>ませんか。<br><br>－異議無しとの声有り－                                    |
| 議 長<br>(草野会長) | 御異議無しと認め、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定によ<br>る許可申請については、原案のとおり可決致します。<br>次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に<br>ついて、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局<br>(府川係長) | 議案書の 4 ページを、お開き願います。<br>【議案第 2 号を朗読し、審議事項を説明】<br>詳細は、担当者が説明致します。                                                           |
| 事務局<br>(坂本主査) | 議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、<br>御説明差し上げます。<br>議案説明書 5 ページをお開き願います。<br>配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定                |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局<br>(坂本主査) | <p>理由書をご覧願います。</p> <p>説明の前に資料の訂正がございます。</p> <p>御手元の配布資料 1 を御覧ください。</p> <p>議案説明書 7 ページが資料とおりとなりますので訂正願います。</p> <p>大変申し訳ございません。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的の順で読み上げます。</p> <p>議案説明書 6 ページをお開きください。</p> <p>1 番、平、畑 1,227 m<sup>2</sup>、資材置場です。</p> <p>2 番、勿来町、畑 737 m<sup>2</sup>、太陽光発電設備です。</p> <p>3 番、内郷、田 1,156.51 m<sup>2</sup>、太陽光発電設備です。</p> <p>4 番、内郷、畑 378 m<sup>2</sup>、太陽光発電設備です。</p> <p>5 番、内郷、田 1,064 m<sup>2</sup>、太陽光発電設備です。</p> <p>6 番、内郷、田 1,148.87 m<sup>2</sup>、太陽光発電設備です。</p> <p>7 番、遠野町、畑 1,127 m<sup>2</sup>、太陽光発電設備です。</p> <p>8 番、大久町、畑 457 m<sup>2</sup>、分家住宅による自己用住宅の新築です。</p> <p>9 番、勿来、田 1,528 m<sup>2</sup>、工事事務所としての使用で一時転用です。</p> <p>以上、9 件、面積は、田 4,897.38 m<sup>2</sup>、畑 3,926.00 m<sup>2</sup>、合計 8,823.38 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>申請内容を審査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>只今、事務局より、議案第 2 号について、説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告をお願い致します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 7 番<br>遠藤委員   | <p>議席番号 7 番、遠藤重和です。</p> <p>番号 1 番から 8 番について現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>続いて、事務局お願い致します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局<br>(坂本主査) | <p>番号 9 番について、工事事務所としての一時転用案件でありましたので、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長<br>(草野会長) | <p>只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。<br/>委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。</p> <p>－意見無しとの声有り－</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>御質問が無いようでありますので、お諮り致します。<br/>議案第 2 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p>－異議無しとの声有り－</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>御異議無しと認め、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。</p> <p>次に、議案第 3 号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局<br>(府川係長) | <p>議案書の 5 ページを、お開き願います。</p> <p>【議案第 3 号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細は、担当者が説明致します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局<br>(鈴木主査) | <p>議案説明書 8 ページをお開き願います。</p> <p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>議案説明書の 9 ページをお開きください。</p> <p>地図につきましては、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。</p> <p>番号 1 番、申請地は平外 1 筆、登記地目は全て畑、現況は山林、面積は合計で 4,399㎡でございます。</p> <p>非農地化した経緯につきましては、共有地としての農地ではあるが、10 年前より耕作する人がいないため、山林化が進み現在に至っております。</p> <p>番号 2 番、申請地は三和町、登記地目は畑、現況は原野、面積は 236㎡でございます。</p> <p>非農地化した経緯につきましては、父の代で耕作を辞め、県内他市へ転居したことからますます耕作することが出来なくなり、原野化し現在に至っております。</p> <p>報告は以上です。</p> |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>只今、事務局より、議案第 3 号について説明がありました。</p> <p>ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |



|               |                                                                                                                                            |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 番<br>佐川委員   | <p>議席番号 8 番、佐川良平です。</p> <p>番号 1 番、及び 2 番の事案について現地を調査した結果、特段、問題はございませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>                                              |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。</p> <p>委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。</p>                                                                        |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>－意見無しの声有り－</p> <p>御質問が無いようでありますので、お諮り致します。</p> <p>議案第 3 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p>                                              |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>－異議無しの声有り－</p> <p>御異議無しと認め、議案第 3 号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。</p> <p>次に、議案第 4 号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。</p>                     |
| 17 番<br>箱崎委員  | <p>－議席番号 17 番、箱崎寿正委員挙手－</p> <p>議長、議席番号 17 番の箱崎寿正です。</p> <p>議案第 4 号についてですが、私の母親が議案に含まれておりますので、退席してよろしいでしょうか。</p>                            |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>認めます。</p> <p>箱崎委員には一時退室願います。</p> <p>－箱崎委員退室</p>                                                                                         |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                   |
| 事務局<br>(渡邊主任) | <p>議案書の 6 ページを、お開き願います。</p> <p>【議案第 4 号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>それでは、説明致します。</p> <p>議案説明書の 10 ページをお開き願います。</p> <p>いわき市農用地利用集積計画についてでございます。</p> |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局<br>(渡邊主任) | <p>議案説明書の11ページをお開き願います。</p> <p>農地利用集積計画第10号について説明致します。</p> <p>第10号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転賃する事案でございます。</p> <p>実施地区は四倉、借り手9件、貸し手89件。</p> <p>対象筆数は田146筆、畑19筆、面積は田347,748㎡、畑8,594㎡となっております。</p> <p>以上、第10号の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。</p> <p>委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。</p> <p>－意見無しの声有り－</p>                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>御質問が無いようでありますので、お諮り致します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p>－異議無しの声有り－</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>御異議無しと認め、議案第4号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。</p> <p>それでは、箱崎委員、入室願います。</p> <p>－箱崎委員入出－</p>                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>次に、冒頭での事務局の説明のとおり、追加議案を認めます。</p> <p>議案第5号、いわき市農地利用最適化推進委員の選任について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                        |
| 事務局<br>(草野係長) | <p>追加の議案書を、お開き願います。</p> <p>【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>農地利用最適化推進委員については、現在、定数32名のところ28名と、4名不足していることから、7月9日から8月5日の期間、再募集を行い、8月11日、再募集に係る候補者選考のため、第3回</p>                                                                                                                             |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局<br>(草野係長) | <p>農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催しました。</p> <p>これより、評価委員会における評価結果及び評価結果を踏まえた評価委員会意見について説明致します。</p> <p>候補者の評価にあたっては、いわき市農地利用最適化推進委員候補者評価基準に基づき、各候補者の評価を行った結果、資料に記載の表のとおり評価順位となりました。</p> <p>この結果を基に、再募集に係る農地利用最適化推進委員候補者を選定した場合。</p> <p>平2区の1名、内郷、好間、三和地区の1名、四倉、久之浜、大久地区の1名については候補者が決定しますが、内郷、好間、三和地区に1名の欠員が生じることとなります。</p> <p>以上の評価結果を踏まえ、評価委員会において次のような意見が出されました。</p> <p>評価結果によれば、内郷、好間、三和地区について、1名の欠員となり、再々募集の必要が生じるが、候補者の中に推進委員の職に能うと判断される者がいる場合には、再々募集を行うことで、いたずらに農地利用最適化推進業務を停滞させるのではなく、可能な範囲で調整し、速やかに欠員を解消することにより、業務の推進を図ることが効率的と考えられること。</p> <p>平2区において、評価順位1位となった候補者が、希望地域の1位は平2区だが、欠員が生じる内郷、好間、三和地区を希望区域2位として応募していること。</p> <p>平2区において、評価順位2位となった候補者が、地元の圃場整備に熱心に取り組むなど、当該区域の実情に精通し、地域の信頼を得ていること。</p> <p>いずれの候補者においても、いわき市農地利用最適化推進委員としてふさわしい識見と情熱を有していると判断できること。</p> <p>以上の点を総合的に判断し、評価委員会としては、資料の報告のとおり意見となりました。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。</p> <p>委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。</p> <p>－意見無しの声有り－</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>御質問が無いようでありますので、お諮り致します。</p> <p>議案第5号について、只今の説明の、評価委員の意見のとおり可決することに御異議ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

－異議無しの声有り－

議 長  
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第 5 号、いわき市農地利用最適化推進委員の選任については、只今の説明のとおり可決致します。

次に、報告第 1 号から報告第 5 号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長)

議案書 7 ページをお開き願います。

【報告第 1 号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書 24 ページをお開き願います。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告致します。

7 月は 13 件の届出がありました。

合計面積は、田 54,959.52㎡、畑 27,300㎡、合計 82,259.52㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書 8 ページをお開き願います。

【報告第 2 号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書 28 ページをお開き願います。

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について、報告致します。

7 月は 1 件の届出がありました。

合計面積は、田 0 ㎡、畑 66㎡、合計 66㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書 9 ページをお開き願います。

【報告第 3 号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書 30 ページをお開き願います。

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、報告致します。

7 月は 24 件の届出がありました。

合計面積は、田 9,138㎡、畑 5,057㎡、合計 14,195㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書 10 ページをお開き願います。

【報告第 4 号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書 36 ページをお開き願います。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、報告致します。

8 月は 1 件の通知がありました。

合計面積は、田 4,035㎡、畑 0 ㎡、合計 4,035㎡でございます。

以上、合意解約の通知がありましたので、報告致します。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局<br>(府川係長) | <p>説明は以上です。</p> <p>次の報告第5号は草野係長より報告致します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局<br>(草野係長) | <p>議案書11ページをお開き願います。</p> <p>【報告第5号を朗読、報告事項を説明】</p> <p>議案説明書38ページをお開き願います。</p> <p>引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致します。</p> <p>8月は1件、相続税の納税猶予についての案件でありました。</p> <p>合計面積は、田9,990.75㎡、畑2,449.00㎡、合計12,439.75㎡になります。</p> <p>審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。</p> <p>以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。</p> <p>議事の報告と致しましては、以上になります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>以上、報告事項ですので、御承知置き願います。</p> <p>ひとつ私から委員の皆様にご心掛けていただきたいのがですね、例えば議案説明書の2ページを見ていただきたいのですが、3条許可申請に関する案件であります。</p> <p>ここの番号4番に、私の地域に関する案件が提出されています。</p> <p>これは、現地調査の委員になっていませんので、私もこの資料を見て初めて分かるのですね。</p> <p>これは、新規就農の案件で、ここが重要で、新規就農とは新たに農業を始めるということで、今後の指導について、本来は農地利用最適化推進委員の方が熟知すべきことなんです。</p> <p>農業委員も、ここが別な地区が出ていればその地区の農業委員、農地利用最適化推進委員が視野に入れるということが、まず、委員の職務の一つであると考えています。</p> <p>以前は、地区毎に現地調査をしている時は、1か月に1回必ず現地調査が回ってきます。</p> <p>担当地区を回りますから、視野から外れることはまずない。</p> <p>転用する理由も良く分かっていた。</p> <p>しかし、現在の体制ですと、ここが抜けてくる。</p> <p>これは、今の体制上やむを得ないことですが、各委員も案件については、注意して見ていただきたい。</p> <p>自分の所にある案件で疑問が生じれば、事務局に質問したり、農地利用最適化推進委員と情報を共有する。</p> <p>新規就農者というのは、我々の任務の一つでもある担い手の確保、</p> |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長<br>(草野会長) | <p>育成や農業者年金のひとつのターゲットにもなる存在なんです。</p> <p>これを知らないでいると、推進にも行けないということで、年金の加入推進活動にも力を入れていただきたい。</p> <p>案件については、私も見るようにはしているのですが、やもすると見過ごしていることもありますので、今の現地調査の体制ですと、半年くらいは回って来ませんので、5から6か月はまるっきり視野に入らない。</p> <p>地元の案件がいくつも来ても視野に入らないということにもなりますので、委員としての職務として気を配っていただきたい。</p> <p>ここで、協議事項に移る前に、一時休憩と致したいと思います。</p> <p>只今、14時30分ですので、10分間の休憩とし、再開は14時40分と致します。</p> <p>(10分間休憩)</p>                                                                                                                                                                             |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>それでは、全員お揃いですので、議事を再開致します。</p> <p>次に、協議事項に移りますが、令和4年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局<br>(金成主査) | <p>それでは、説明致します。</p> <p>本日お配りしている、資料2、令和4年農作業労働賃金標準額策定説明資料をお開き願います。</p> <p>2ページ目でございます。</p> <p>農作業労働賃金については、前段として第16期の農業委員の皆様アンケート調査を行い、その内容をまとめております。</p> <p>調査項目は、現在の農作業労働賃金標準額について、追加作業項目について、そして標準額を利用しての意見などです。</p> <p>調査の対象者は、農業委員を通じて、①人を雇用した農家、②人から雇用された農家、③農作業を委託した農家、④農作業を受託した農家、そして⑤農業委員自身でございます。</p> <p>調査期間は、4月19日から5月21日までの概ね1か月間としております。</p> <p>第17期で初めての協議となりますので、次の3ページ、4ページに令和3年農作業労働賃金標準額について載せております。</p> <p>12月の総会までに、3ページの標準額を作成する予定でございます。</p> <p>5ページをお開き願います。</p> <p>本日からの協議の進め方を御説明致します。</p> <p>まず、作業項目で新たに設定して欲しい項目を確認します。</p> |

事務局  
(金成主査)

これについては、本日の協議で決定するものではなく、今後、設定が必要であると御意見があれば、必要な情報を深掘りして協議を進めるものでございます。

次に、その他として、標準額を利用した際の問題点や意見を確認します。

アンケート調査や昨年度から寄せられている意見を参考に、標準額表の単位、項目、詳細な場合分けなど必要な変更点等について協議をするものです。

そして、現在の標準額への意見を確認します。

アンケート調査の結果に基づき、標準額が適当、高い、安いと回答された意見のうち、高いや安いとの意見が比較的多かったもの、また、標準額と実際の価格とに乖離があるものについて、標準額の妥当性を協議します。

これまでの標準額の協議については、資料の後半に他市町村の標準額の情報を載せておりますので、参考としてください。

今後のスケジュールについては、協議については、本日を含め10月までを目途に進めて参りたいと考えています。

11月には素案を確認いただき、12月総会に原案を上程、議決をいただいた後、印刷配付を進めたいと考えております。

はじめに、資料の14ページをお開き願います。

新たに設定してほしい項目をまとめたものです。

なお、備考欄には、昨年度まで協議を重ねた際に意見等についてまとめて掲載しておりますので、参考としてください。

育苗について、硬化苗の金額が設定されているが、芽出苗つまり緑化苗の金額も設定してほしい、との意見がありました。

備考欄にあります、本標準額はJ A福島さくらに同意を以て作成しており、基本的にJ Aで設定している金額については、農業委員会が作成する標準額には載せないものと整理をしているところです。

次は、畔ぬりの作業で、散水を要する場合のプラス料金の設定。

次は、もみ摺で排出されるもみがらの処分料の設定についての意見です。

こちらについては、もみがらの処分は、一般産業廃棄物として取り扱う必要があることから、標準額として設定することはなじまないと整理しております。

次に、トラクターモアによる草刈の馬力別の標準額の区分の追加についてです。

これについては、トラクターの馬力に違いがあることから、時間や作業効率に差がでるとの意見がだされたところです。

事務局  
(金成主査)

併せて、備考欄にあるとおり、他の機械作業でも同様の事が言えることから、場合分けをして掲載した場合の整合性を図る必要があるか協議が必要であると考えます。

次に、作業料金の値上げが無い場合の燃料代の設定であります。

その他の意見でも燃料代については出されているところですが、燃料代そのものは、まず農作業ではなく、価格も一定でないことから、標準額として設定することはなじまないものと考えます。

次に、湿田等で機械がスタックした場合の引き上げ作業料金の設定ですが、こちらも昨年度に意見がだされたところです。

これについては、農作業ではないとのことで意見がされたところです。

次に、機械で水田の水切り用の溝切をする際の作業料金の設定です。

最後は、耕作放棄地対策として管理費の設定をしてはどうかという意見でございます。

こちら、昨年度は、農作業ではないとの意見が出されたほか、トラクターモアによる草刈作業を標準額として新たに設定し、それを利用して価格を協議できないかとの意見も出されたところであります。

以上が、新たに設定して欲しいとの意見があった内容です。

次に、資料の16ページをお開き願います。

その他として、標準額を利用した際の問題点や意見でございます。

新たに設定して欲しい項目で説明をした部分を割愛し説明致します。

畔ぬりですが、田んぼの作業で、ロータリー耕の面積と畔ぬりの長さからすると、畔ぬりの方が少なくなく、爪の減る事を考えると1mあたり50円は安く感じるので、値上げして欲しいと何人かに言われた。

ブロードキャスターについて、施肥について、500円では安すぎる。

特に背負って散布するミスト機を使った場合、30kgを背負って散布するので、トラクターに取付けのように楽ではない。

1,200円から1,300円程度が妥当ではないか、との意見です。

次に、コンバイン作業ですが、稲刈作業で倒伏の場合は話し合いになるが、他の離れ離れと狭小も話し合いの欄に付け加えて欲しいとの要望です。

乾燥代についてですが、灯油代は別にして欲しい、稲刈りを始めと終わりの頃に乾燥機の稼働時間が違いすぎる。

山間地は、10俵はとれず、7.5俵から8俵なので、反当たり8,000円は高いと思われる。



事務局  
(金成主査)

出来高30kg当たり400円が適当ではないか、との意見があります。  
また、10 a あたり8,000円とあるが、令和元年の台風被害や、令和2年度は天候不順により収穫が半分くらいになった。

乾燥を頼んだ方から、農業委員会で決めた単価ということで、いつも通り請求されたが、収量が減ったのに、同じ金額を取られることが納得できなかった。

乾燥について、その性質からも、収穫量30kgや60kgを単価とするのが妥当ではないか、との意見がございます。

これについては、後程、詳細な作業項目の中でも説明しますが、単価の変更も協議のポイントになるかと考えます。

もみ摺については、処分料を設定できないかとの意見でございます。

17ページに移ります。

燃料代については、先程から要望が出されているところです。

これは、標準額として作業項目に落とし込むと、数十年前から単価そのものは上昇している燃料代について、単位が少なくなり影響はほとんどありません。

しかし、実際の農家では、燃料をある一定量まとめて仕入れるため、特に燃料を消費する田植、稲刈、乾燥などで、燃料費の上昇や消費税の増税などの負担感が増しているものと考えられます。

金額については、標準額は旧態依然で何十年も前の設定で全く見直されていない。

現在は、資材費の高騰、消費税のアップ、更には農作物価格の低迷等受託者にとって負担増となっている。

社会状況から、数年に一度の改定は必要と思われるという意見。

標準額とあるが、最低金額と表示して欲しいという意見。

また、燃料代の高騰や農作物の下落で負担は大きいですが、社会的状況を考えると、現状維持もやむなしという意見があります。

基準についてですが、旧基盤整備した土地と、新基盤整備したほ場で、水利等が異なり作業内容の難易度が異なり、同じ基盤整備したほ場でも違いがあり、互いの話し合いも難しいとの意見がありました。

最後にその他ですが、どの作業も条件により倍くらいの時間がかかったりするが、だからといって倍額請求はできないため、必然的に標準額となってしまう。

農繁期があり、機械使用上の騒音もやむを得ないと思うが、作業する時間もあるため、常識的な作業時間を守って欲しい。

作業を行ってもらえるだけで有難く、金額二の次であるという意見などがありました。

事務局  
(金成主査)

今後の協議において、これらの意見も参考に協議を進めていただければと考えます。

資料の5ページにお戻りください。

現在の標準額について、アンケート調査を基に協議をして参ります。

農作業労働賃金は、原則として受託者と委託者双方の合意契約に基づき決定されるものです。

そのため、標準額を協議する視点としては、実際の支払額と極端に乖離していなければ、ある程度は許容されると考えられます。

同時に、資材や燃料代が数十年前からは上がっていること、消費税の増税や農作物の価格の下落など市場経済の動向、機械更新時の負担など総合的に加味して、アンケート調査で特に高いや安いとされた意見、実際の支払額と乖離している項目について、その標準額の妥当性について協議が必要であると考えます。

それでは、個別項目について説明致します。

6ページをお開き願います。

育苗についてですが、標準額が670円で適当という意見が一番多いものの、安いという意見も22件ありました。

属性ごとの意見を見ると、受託した農家で安いと回答した方が12件、農業委員で7件ありました。

実際の支払額が、600円から820円と幅があり、希望額700円から1,000円との意見を踏まえると、700円から750円程度の水準になると考えます。

次に、水田耕起ですが、こちらも、受託した農家から安いという意見が9件、農業委員から5件寄せられました。

希望額が6,000円から8,000円となっていること、機械そのものの代金や、燃料費の負担増などの意識を踏まえると、6,000円程度の水準になると考えます。

次に、畑耕起ですが、こちらも、受託した農家から安いと感じている意見が16件、寄せられました。

希望額が、標準額より高く7,000円から8,000円となっていることから協議の余地があると考えられます。

8ページを開き願います。

次に、畔ぬりですが、標準額が1mあたり50円に対して、適当という意見が59件の多い一方、安いと感じている意見も13件寄せられているところです。

その他として、面積ベースで見た場合に、縦と横の長さの比率で、面積以上にメートル数を要する場合もあり、機械の使用する負担を考えると値上げして欲しいとの意見や、先程ありました、散水時の

事務局  
(金成主査)

プラ料金を望む意見もだされています。

9ページでございます。

代かきや田植えについても、標準額について、適当という意見が多い一方、例年以上に安いと感じている意見が出されています。

代かき、田植えとも、標準額よりも実際の支払い価格が高くなっていることから、協議の余地があると考えます。

具体的には、代かきが標準額で6,700円のところ、実際には7,000円から7,300円の支払い、田植えが標準額で6,500円のところ、実際には7,000円から7,300円の支払いとなっています。

次の10ページをお開き願います。

防除については、適当という意見が46件と多い一方、安いと感じている意見が7件寄せられており、主に受託した農家からであります。

次のコンバインについてですが、これは、刈り取り、乾燥、運搬の3つの作業を合計して標準額28,000円となっております。

一体的な作業としても安いという意見と、実際の支払額が31,500円となっていることから、協議の余地があると考えます。

個別の作業を見ていくと、安いという意見については、機械代の負担増や燃料費の増加が要因であると考えられます。

これは、四角囲みのアンケート調査の意見でも書かれていますが、まず、灯油代は別にして欲しい、稲刈りが始まる時期と、終わりの頃に乾燥機の稼働時間が違いすぎるという意見や、先程説明した、10俵はとれず、7.5俵から8俵なので、反当たり8,000円は高いと思われるので、出来高30kg当たり400円が適当する意見。

乾燥について、10a当たり8,000円となるが、令和元年の台風被害があったり、令和2年度は天候不順であったりと、収穫量が半分くらいになった。

乾燥を頼んだ方から、農業委員会で決めた単価ということで、いつも通り請求されたが、収穫量が減ったのに、同じ金額を取られることが納得できなかった。

乾燥については、その性質からも収穫量を単価とするのが妥当ではないか、という意見が出されています。

これについては、乾燥機のように機械に収穫した米を入れて作業する場合、ほぼ1晩は乾燥機を使用することが想定されます。

燃料費や消費税が上昇している現状において、機械の購入、更新等の負担感も相まって、受託した農家にとっては安いと感じているものと考えます。

他方、収量の違いがあるのに、10a当たりの単価設定のため、取れても取れなくても同じ金額を請求されることについて意見が出さ

事務局  
(金成主査)

れています。

機械の単価や燃料代については、確かに数十年前に比べ上昇しているのが事実ですが、それを、10 a や30kgの単価に勘案してしまうと、数千円単位の標準額に影響を及ぼすような上昇幅が得られず、数円程度の影響であることがほとんどになります。

しかし、農家にとっては、まとめて燃料を購入し、高額な機械を導入することを考えますと、その負担感は理解できるところであります。

そういったところから、標準額の金額と基準となる単価については、慎重な協議が必要になると考えます。

次の12ページをお開き願います。

もみ摺については、昨年度来、安いという意見が増えてきているところです。

受託した農家で5件、実際の支払額も350円から450円と、標準額の300円と差が生じてきていることから、協議の余地があると考えます。

また、もみがらの処理については、受託した農家で負担感を感じており、その意見も出されているところです。

次のくず米ですが、標準額100円について、安いという意見が9件寄せられ、200円から300円が希望額であることから協議の余地があると考えます。

最後に雇用労働作業についてですが、こちらについては、概ね適正であるという意見、又は希望額が標準額と近似値でありました。

なお、福島県の最低賃金については、今後正式に発表されるため、それを参考に資料を提示します。

只今は、アンケート調査から得られた協議のポイントをまとめたものです。

調査結果については、18ページから掲載しています。

また、21ページからは資料として、いわき市に隣接した市町村の標準額との比較、県内各市との比較、本市のこれまでの標準額の推移を載せています。

なお、県内各市との比較については、消費税込みの金額で掲載されている市もあり、税抜き表示では分かりにくくなることから、税込み表示に揃えて比較しております。

これらの資料も参考に、各項目について、協議をお願い致します。

なお、協議のポイントとした以外の項目についても、御意見があれば、協議いただければと考えています。

長くなりましたが、説明は以上です。

議 長  
(草野会長)

只今、事務局より農作業労働賃金についての説明をいただきました。

この農作業労働賃金の協議の実態をお話すると、17期においては、24名中10名が新しい委員ということで、16期から引き続き委員となっている14名は、この労働賃金の策定にはある程度関与し作ってきた経緯があります。

という中で、新たな10名の皆さんには、農作業がこういう風に決まっていくのかというのが、初めて目にしていると思います。

そういう中で、先を急ぐ余り、内容の無い審議をしても意味がありませんので、今説明を受けた協議の進め方の対応に沿って、最終的には10月まで協議を進めていく。

資料の3ページ、これが、令和3年の農作業労働賃金ということで、これはどのように決めればいいのかですが、これは、頼む側と受託する側で決めることになる。

この標準額というのは、農作業の標準的な額を決めているもので、太字にある通り、当事者間で委託料を協議するためのひとつの目安であるということで、頭に入れておかなければならない。

これでやれというわけではありませんのでね。

条件も違いますし、後は、受託側の意識の違い、委託側もどうしても頼んでやってもらうしかないという多少の負い目もある。

ここに、意見の差が出てくる。

これを、委員で慎重に協議しながら、やはり、習慣でいいだろうというわけにはいきませんのでね。

後、この協議の中で気になっているのは、17ページの意見の中で、標準額は旧態依然として何十年も全く見直されていないというのは、ちょっと短絡している部分があるので、毎回毎回悩みながら、委託側と受託側の双方の立場に立ちながら、妥当な値段を決めている。

こういった情勢の中で、委託側は安い方がいい、受託側としても、資材や燃料が上がっているのにそれを被っている。

それをそのままでもいいのか、というのを悩みながら今の状況になっている。

変えたいけど、変えられない事情がある。

委員の皆さんが、知恵を出し合いながら、双方の立場に立って考えて欲しい。

私も毎年、かなりの回数やっているのですが、これを見ると、ここの協議の場で終わってしまって、これ以降目にしなかったり、農家との接点が無いと、当然、協議の場でゼロから出発することになると、意識は常に、10月まで決めなければならぬのだというのを頭

議長  
(草野会長)

に置いていただいて、農家の意見も聴取しながら、策定に取り組んでいただきというのが、私からのお願いです。

10月までの間に、段階を分けて決めていきますが、作業の進め方として、5ページの新たに設定して欲しいという項目、これらの中で、意見として出ていたのがまとめられています。

全部で8項目ありますが、これを見た中で、各委員の思い、意見があれば、お聞きしたいと思います。

昨年度は、令和2年度まで設定されていなかった、トラクターモアの草刈りについて、新たに項目を追加しました。

いわきの場合は、細かく設定している、福島市や郡山市に比べれば、細かい設定まで記載していると思いますが、それが良いかどうかは別として、委員の方から意見をいただければと思いますが、如何でしょうか。

23番  
木幡委員

議席番号23番、木幡仁一です。

こういうものの決定について、私は直接関わっておりませんので、素人考えで、アイディアレベルということで述べさせていただきます。

3年前にも、この標準額を見せていただいて同じ意見を述べたと思うのですが、標準額とありますが、標準といっても、この金額を提示すれば、その金額に固定するだろう。

つまり、標準ではなくて、最低金額になるのではないかと。

さらに、福島県最低賃金の金額を提示すると、これは最低金額だと理解しない可能性があるのではないかと思います。

それで、こういう形で、ヒアリングをして希望額はいくらで、高いと思う、安いと思うというのを農業委員会で議論するというのも大事なプロセスなのですが、例えばこれを委託、受託している方に対して、シート一枚で良いと思うんですけど、内は土地の状況が悪いので、この標準額に1.2倍しました、その理由はこういうことですというようなものを配って集めていただければ、その辺りの内容も分かるのではないかと思います。

また、下のところに空欄を設けて、標準額には載っていないのだけれど、こういう作業をやってもらったので、いくらぐらい払った、又は貰ったというのを、直接当事者に書き出してもらって、集めるのも一つの手ではないかなとアイディアでございます。

素人のアイディアなので、問題も一杯あるかと思いますが、検討いただければと思います。

以上です。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長<br>(草野会長) | 事前のアンケートにも実際の価格を書く欄があるかと思いますが、只今の意見について、事務局ございますか。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局<br>(金成主査) | <p>只今の木幡委員の御意見でございますが、今程、会長のお話のとおり、事前のアンケート調査において、受委託された双方に、それぞれの実際の価格を記入いただいたり、御意見として記載いただいたりしているところです。</p> <p>しかし、サンプル量などもありますので、どの程度の量を見込むか、そのやり方については検討を要しますが、木幡委員の御意見のとおり、受委託双方の意見を直接アンケートに挙げていただくのは有用であると考えられます。</p> <p>アンケート調査は、年度当初に実施していただけですので、現時点で２段階目、３段階目のアンケート調査等については、検討が必要かと考えられます。</p> |
| 23番<br>木幡委員   | <p>私の今の話は、今期それをやって欲しいという話ではなく、シート一枚あると、実際の受託、委託の際に、うちはこういう事情があるから２割増してよ、などの話があって最終的に決まると思うのですね。</p> <p>その情報をちょうだいね、ということで、その情報を我々も参考にしていくことも大切ではないかということで、これは、お願いします。</p>                                                                                                                               |
| 事務局<br>(金成主査) | 今の御意見のような形にできるのか、次年度以降になるかと思いますが、工夫できるところは、検討して参りたいと考えます。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 16番<br>平田委員   | <p>議席番号16番、平田敬一です。</p> <p>作業というのは、その場で終われるものは楽なのですが、もみ摺やった後のもみがらというのは、昔の場合は、畑や田をやっている方が持って行ってくれたのですね。</p> <p>でも、最近は、置いていくことになったのです。</p> <p>それは、産業廃棄物だと書いてありますけど、最終的には、自分のところの田や畑の空いているところに持っていくというのが、負担になってきている。</p> <p>これは、見えない大きな仕事になっていると思うのです。</p> <p>是非、検討いただきたいと考えます。</p>                         |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>もみがらの処分は、毎回議論されているところです。</p> <p>これまでの議論の経緯について、事務局お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                        |

事務局  
(金成主査)

これまでの議論の整理をしますと、もみがらの処理については、処分料を設定して欲しいという要望が例年挙げられておりました。

これについては、記載のとおり、事業者から出される一般産業廃棄物と判断されることから、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物処理事業者等に処理を委託する必要があります。

そのため、別法で定められた処理について標準額で示すことはできないと整理してきたところで、御理解いただければと考えます。

同じように、昨年度話題となった、大型の農業機械の運搬、これは、コンバインなどをトラックに積んで運搬する場合の費用ですが、これについても運送法があることから、標準額として定めることができないと整理したところです。

このように、他の法律で定められている部分については、設定ができないという整理でございますので、御理解いただければと考えます。

16番  
平田委員

標準額として定めなくても、備考等にもみがらとか機械運搬については、お互い相談してやってくださいという文言が入れば、大分違うのではないのでしょうか。

全然書いていないと、動きづらいと考えます。

事務局  
(阿部次長)

農業委員会として標準額を定めるにあたって、もみがらの処分料がいくらですという定め方は、産廃法との関係があってできないのです。

お手元の資料3ページのもみ摺で、標準額300円で、運搬を除くがあります。例えば、平田委員御指摘のとおり、もみ摺には見えない労働が伴うのだということでありますと、もみ摺の300円をすこし上乘せするという手もあるでしょうし、あるいは、ここでわざわざ運搬を除くと注釈を付けているようにですね、逆に処分料は除くと書いてしまうのもあるでしょうし、そこは、定め方の工夫でできることかもしれないと、考えられます。

議 長  
(草野会長)

もみ摺については、福島市や郡山市を比較してみると、30kgで、福島市は550円、郡山市はいわき市と同じ330円になっている。

これだけ見ても、三市にばらつきがある。

福島市が、処分料を込んでいるのかどうかは定かではありませんが、その辺も検討できるかどうかということです。

3町歩とか4町歩とかまとめてもみ摺を依頼すれば、それだけでもみがらの量も出る。

先程の御意見のとおり、果樹農家や畑での需要が無くなってくれ



議長  
(草野会長)

ば処分が苦慮するというのは、受託側の意見として毎回挙げられているのでわかることです。

そういう点を踏まえ、10月までの間に協議をしてきましょう。

一つ一つ取り出しても、他市との相違点や逆に単純に定めているのではないかという点も見受けられますのでね。

あくまでの標準、基本的な値段ということで、細分化すると細かくなりすぎるというジレンマもありますので、その辺のところも含めて、値段は決めていかないといけないのかなと思います。

例えば、スライドモアの馬力別の標準額の設定についても、スライドモアを付けるトラクターとなると、40馬力以上のトラクターでないと駆動が難しい。

40、50、60馬力とありますのでね、昨年度もスライドモアで請け負ってやっている方の意見も踏まえて、まずは、スライドモアの作業代を追加しようということになって、新たに追加したのです。

育苗についての価格については、農協で出している価格があるので、それに準じて委員会で新たに設定するのはどうかという意見が事務局からもありました。

また、最近ですと、ドローンによる防除も近年進んでいる。

こういった内容についても農協で実施している事例もありますし、他自治体でも標準額に設定するところがあると聞いています。

そういったところも今後協議する必要があるかと考えてはいます。

これらについては、御意見ありますか。

18番  
鈴木委員

議席番号18番、鈴木義直です。

先程、話がありました通り、芽出苗ですよね。

農協に確認したのですが、こしひかりと天のつぶが460円で、もちが470円なのですね。

これ、品種毎で値段が変わってしまうというのは、他の所でもあることなので、あえて、農協から出ているのであれば、これに準じるということで良いのではないかと思います。

品種によっても、生産量で変わってきますし、農協も毎年変わってきますので、そこは、農協のを利用してもらうということで良いと思います。

そこで、育苗について書いていないのですが、他のところを見ると、標準額表に配達とか引取りについて書かれているので、そこは入れて欲しいのかなと思います。

あくまでも、引取りの値段ですよという表記は必要かと思います。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長<br>(草野会長) | <p>ありがとうございました。</p> <p>次は、畔ぬり作業についてですが、これは、水を撒いてやらないとうまくできないという意見もあり、その部分をどうするかということです。</p> <p>これまだ、確かにプラスアルファの作業になるので、意見としては非常にわかる部分です。</p> <p>これについては、皆さん御意見ございますか。</p>                                                                                                                                                                           |
| 1 番<br>木田委員   | <p>議席番号1番、木田テイ子です。</p> <p>毎年、畔ぬりしてもらっているのですが、雨上がりのような時に作業してもらって、散水してまで畔ぬりやる必要があるのでしょうかと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 2 番<br>四家委員   | <p>議席番号2番、四家誠です。</p> <p>今の意見ですが、雨上がりでも、畔ぬりは水をかけないと土がダマになることがあります。</p> <p>そういうことで、必ず散水は必要なのですよ。</p> <p>必ずしも標準額に設定が必要かどうかは意見があるところかと思いますが、そのような状況だということです。</p>                                                                                                                                                                                        |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>確かに、散水しないと結構ダマになりますね。</p> <p>他に、御意見ございますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 12番<br>生田目委員  | <p>議席番号12番、生田目祥明です。</p> <p>今の、畔ぬりに関してですが、元メーカーに勤めていた者として話をさせていただきますが、砂質、粘土質で大分作業が異なってきます。</p> <p>木田委員のお話のとおり、砂質ですと散水してもよく畔ぬり作業が進みません。</p> <p>きれいになっても、雨が降ると畔が落ちてしまう。</p> <p>逆に、四家委員のお話のとおり、泥が強い粘土質ですと、散水装置が無いと円盤に張り付いたり、きれいに仕上がらない。</p> <p>ということがあります。</p> <p>一概に必ず散水しなければならないというわけではなく、無ければ無いで出来るところもあるし、無いと出来ないところもあるしで、それは、地区によって違うのかなと思います。</p> |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>地区によって、散水が必要な所と、そうでない所があるという意見でした。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

議 長  
(草野会長)

機械も、散水機がセットになっているのが見受けられるようになってきましたが、以前は、一方通行だけだった。

今は、両側で対応しているものもあり、やはり、細かい所を見ていくのも重要ですが、畔ぬりの料金として様々な状況を加味して、妥当性を協議するのが良いのかもしれないね。

次に、意見の最後にあります、燃料代の別途設定について、これも、機械を使えば、全て燃料がかかります。

今は、値段が上がり続けているわけではないのですが、高止まりしているという状況下で、皆悩んでいるわけです。

また、溝堀り作業、水切作業が必要か必要ではないかというのが意見として出ていますので、委員の皆様はどう考えるのか、御意見を伺いたい。

水切作業が必要でない所は別に関係ないという意見もあるし、必要な所は、自分で掘っている方もいる。

委託する側と受託する側でも双方意見が違うと思うところです。

米の値段も安いし、受ける側の立場では、標準額上げてもらわないと難しいし、作業をお願いしないとできない立場としては、一方的に標準額を上げられると、では頼まずに荒らしておくわと言われてしまいかねない。

そういった所で、折り合いが難しいわけです。

昨年度から、若手として意見を出してもらっていた箱崎委員、御意見ございませんか。

17番  
箱崎委員

議席番号17番、箱崎寿正です。

私も、担い手として作業を請け負っている立場として、意見を出させていただくと、標準額ということで、この金額の通りやっているのではなくて、条件が違ってくると、標準額を上下させながらやらせていただいています。

作業料金の中に、私の考えと標準額に差が生じてきている部分があるなと感じてきております。

例えば、育苗に関しては、私も植えられる状態、硬化苗にして出しているのですが、この金額では大分安く感じていまして、JAも芽出苗なので、その後の育苗の管理を考えると、この金額は大分安く感じていますし、他の地区を見るといわき市よりも高いですので、この辺りは少し上げて良いのではないかと思います。

議 長  
(草野会長)

貴重な御意見ありがとうございます。

他市の状況も比較しながらだと分かることもありますのでね。

まず、本日配付された資料を熟読し、他市町村の状況何かもよく

議 長  
(草野会長)

見て、検討してください。

次の協議までに、協議の必要がある項目を絞り込んでいく。

後は、妥当な値段等よりも、現在、この値段でやっているのは、今の箱崎委員の通り、良いことで、これは、基本が出てれば、委託側も納得せざるを得ない部分もあるかと思います。

今回、初めて、標準額の設定を経験している方の意見なども参考にしたいと思いますが、ございますか。

20番  
坂本委員

議席番号20番、坂本和徳です。

私、思ったことなのですが、新しい農業委員会の体制は第16期からではないですか。

それまで、第15期までは選挙区制でした。

色々意見はあるかと思いますが、私も第16期から農業委員をやっていて、この作業料金の調査をしに行くと言われるのが、若くなったのだから作業料金上げて貰わないとこまるんだという意見が多いのですよ。

確かに、自分達が請け負っていても、この金額は最低料金なんですよ。

昔から、20年、30年前からこの金額なので、今では米が安い安いと言っているのに、何でその頃値段を上げなかったのか。

機械も、油も20年、30年前から比べると、大分値上がりしていると思うのですけれど。

今回、第16期、第17期で半分くらいの方が入れ替わったので、今後というか、今年で少しずつ改正していなければいけないのかなと思っています。

調査に行くと、まだ来たの、標準額変わらなかったら、やる意味ないのではないかと思いますし、農業委員になる前も、私は受託者として調査を受ける立場でしたが、変わらないのであればやる意味無いのではないかと思います。

標準額を変えないのであれば、その協議に時間を費やすよりは、別なことに費やした方が良いのではないかと、たまに思う時があります。

議 長  
(草野会長)

先程来のお話のとおり、受託者、委託者の双方様々な立場の意見が出されておりますので、どちらの立場の意見も並べた上で作業料金を協議しているので、受託者の御意見も分かりますが、そうあった場合は、我々も苦慮し、協議を重ねて決めているということも説明しなければならないと思います。

標準額を上げた場合に、受託側の意見だけで通る場合と通らない

議 長  
(草野会長)

場合がありますのでね。

そのために、妥当な価格、これは最低価格ではありません。

あくまで、標準的な価格を決定する。

その上で、相対で良心的に価格を決めていただくしかないのかなと思います。

委託する立場もあるし、受託側の投資の負担というのも理解できるところなので、この価格でもやむを得ないかというのが、アンケートとして出ているので、基本的には、皆の見方で料金設定をしていくということだと考えます。

その他、御意見はございますか。

18番  
鈴木委員

議席番号18番、鈴木義直です。

消費税について気になったことがあったのでお尋ねします。

財務省から令和3年1月7日付で、価格表示について、農作業標準額については、税込みについてはと下に書いてありますが、税込み表示を義務化しますと言われています。

つまり、税込み価格を表示しなさいよとされてきているようです。

チラシとか見ると、正規の値段があって、税込み価格が書かれている。

ここは、財務省の通達通りに税込み価格の表示も必要ではないかと、一つの提案として挙げさせていただきます。

事務局  
(金成主査)

只今の委員の御意見ですが、確かに、価格表示については、税込み表示の義務化がされ、そのような表示とされているところです。

標準額表については、これまで税抜き表示としており、下に注意書きをしてきましたが、他の自治体でも税込み表示が増えてきておりますので、税込み表示が使い易い、分かり易いということであれば、変更については問題無いと考えます。

23番  
木幡委員

議席番号23番、木幡仁一です。

消費税についてですが、これが専門ですので。

消費税については、当事者が相手方に表示する金額について税込みで表示することを義務とするという言い方ですので、あくまでも農業委員会としてやる場合には、基本的には税込み表示をしなければならいという義務の対象にはならないと思います。

ただ、実際の支払金額で皆さん考えるわけですから、今、鈴木委員からのお話のとおり、税込み金額というのを併記するなり、という形で表示なさるとするのは、必要なことかなと思います。

ただ、これは、義務の対象にはならないという考えでございます。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局<br>(金成主査) | <p>木幡委員に御説明いただきありがとうございます。</p> <p>税込み表示の有無については、今後の協議資料の中で、素案を作成する際に、税込み表示、税抜きと税込み価格の併記、税抜きの価格とするか、案をお示しし、協議いただくことにしたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>それでは、そのようにお願いしたいと思います。</p> <p>その他に、御意見はございますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 8 番<br>佐川委員   | <p>議席番号8番、佐川良平です。</p> <p>実はですね、私の集落で草刈機ですが、ハンマーナイフという歩行型なのですが、乗用も可能な草刈機なのですね。</p> <p>これを買ったものですから、草刈やった時にいくら貰ったらいいのか相談されました。</p> <p>もし、検討いただければと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>草刈りについては、昨年度トラクターモアを追加しました。</p> <p>これは、自走もできて、乗用もできるタイプということですね。</p> <p>これも、新しい項目として、情報共有しながら、協議したいと考えます。</p> <p>これは、農業共済で貸し出ししている鮫川村だったと思いますが、そういった事例もありますので、参考にしながら協議したいと思います。</p> <p>その他、ございませんか。</p> <p>それでは、事務局から、次回について説明をお願いします。</p>                                                                                                                                           |
| 事務局<br>(金成主査) | <p>今後についてですが、本日の協議内容、御意見を踏まえ、次回はそれぞれの項目についてより深い議論を進めて参りたいと考えます。</p> <p>資料については、次回以降も使用しますので、忘れずに御持参願います。</p> <p>また、新たに追加して欲しい項目として、ポイントでございますが、これは、その作業項目が一般的な項目であるかという点もあるかと思えます。</p> <p>例えば、先程の協議にもありました通り、水田の溝堀り作業に関しては、乾燥が進まない、水はけの悪い水田では必要かと思えますし、実際に私の水田でも作付け後に1列は溝堀りをして水はけを良くしていますが、周辺の水田ではそのような作業は稀れであります。</p> <p>また、ドローンを用いての防除や、乗用のハンマーナイフでの作業も、その作業が一般的に広がっているものかどうか、新たな料</p> |

|               |                                                                                                                              |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局<br>(金成主査) | <p>金を設定する上でのポイントになろうかと考えます。</p> <p>次回の総会において、本日の協議内容の資料及び、御意見をいただいた内容を整理しお示し致しますので、次回まで御検討をいただければと考えます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>それでは、協議はこれまでとし、次回、改めて協議を行います。</p> <p>次に、その他に移ります。</p> <p>まず、事務局から何かありますか。</p>                                             |
| 事務局<br>(金成主査) | <p>事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。</p> <p>【資料３】「農の雇用事業」令和３年度第３回募集等の実施について</p> <p>➡説明した。</p>                                     |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>只今の事務局の説明について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。</p> <p>-意見無しとの声有り-</p>                                                               |
| 議 長<br>(草野会長) | <p>特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委員会第３回総会を閉会致します。</p>                                                                          |